

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

金沢市

市税につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、令和8年度の償却資産の申告時期がまいりましたので、ご案内申し上げます。

固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に所有している事業の用に供することのできる償却資産を申告していただくことになっております。

つきましては、こちらの「申告の手引き」をご参照のうえ、期限までに申告してくださいますようご協力をお願ひいたします。

(※なお、この手引きは令和7年10月1日現在の法令等に基づいて作成しています。)

◎ 申告期限 令和8年2月2日（月）

申告期限の間近になると、窓口が大変混雑しますので、

1月20日（土・日の場合は翌開庁日）までに提出くださいますよう
お願ひいたします。

◎ 提出先（郵送可 郵送の際には、下記の送付先あて、送付してください。）

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市総務局資産税課 儚却資産係（第一本庁舎2階）
TEL（076）220-2158（直通）
FAX（076）220-2182

※市民センターでは受付をしておりません。ご了承ください。

* * * 目 次 * * *

1. 償却資産とは	3
2. 申告していただく方	4
3. 提出していただく書類について	5
4. 償却資産の種類	6
5. 償却資産と家屋との区分	7
6. 課税標準、免税点、税率など	8
7. 評価額の算出方法	8
8. 耐用年数について	9
9. 国税との主な違い（租税特別措置法ほか）	11
10. 実地調査及び修正申告のお願い	12
11. 不申告又は虚偽の申告	12
12. 非課税資産について	12
13. 課税標準の特例について	14
14. 中小企業等経営強化法に基づく特例措置について	16
A. 令和7年3月31日以前取得分	16
B. 令和7年4月1日以降取得分	19
15. マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載と番号・本人確認について	22
16. よくあるお問い合わせ	23
17. 申告書の書き方	24
18. 電子申告（eLTAX）について	28
19. 賃貸（テナント）ビル等における内装設備などの取扱いについて	28
20. 償却資産申告のチェックリスト	31

1. 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、法人税法又は所得税法の規定によつて、その減価償却額又は減価償却費が、損金又は必要な経費に算入される有形固定資産です。

〈申告が必要な資産〉

令和8年1月1日現在、事業の用に供することができ、耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上の資産です。ただし、以下の資産も該当します。

- ① 取得価額が10万円未満であっても、税務会計上は個別償却している資産
- ② 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却している資産 (P11 ※4 参照)
- ③ 儚却済みの資産、簿外資産であっても事業の用に供することができる資産
- ④ 建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在、事業の用に供されている資産
- ⑤ 遊休及び未稼働資産であっても1月1日現在、事業の用に供することができる資産
- ⑥ 割賦購入資産などで、代金を完済しないものであっても、事業の用に供している資産
- ⑦ 資産の所有者が他の事業を行うものに貸し付けている事業用資産（リース資産）
(原則、貸主（リース会社等）が申告してください。ただし、実質的に契約の内容が売買にあたるような資産については、買主（賃借人）が申告してください。)
- ⑧ 資産の価値を高めるための費用（改良費）は、本体とは別に申告してください。（P11参照）
- ⑨ 100万円未満の美術品等で減価償却しているもの※
※ 平成27年1月1日以降に取得した美術品等については、法人税及び所得税の基本通達の一部改正により、取得価額が100万円未満のものについては、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除いて、減価償却資産となりますので、申告が必要となります。
なお、平成27年1月1日より前に取得した美術品等については、法人税・所得税法上、減価償却資産へ変更した場合には、新たに申告が必要となります。

〈申告が必要ない資産〉

次の資産は、原則、償却資産の課税対象にならないので、申告の必要はありません。

- ① 取得価額が10万円未満のもので税務会計上、資産として計上しないもの
- ② 10万円以上20万円未満の資産で法人税法又は所得税法上3年で一括償却する資産
- ③ 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる資産
- ④ 無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権等）
- ⑤ 馬、果実、その他の生物（観賞用、興行用生物は除く）
- ⑥ 書画・骨とう品などで減価償却していないもの（非償却資産）

※経理区分と申告の要否

取得価額	経理区分と申告の要否			
	一般 減価償却	租税特別 措置法（法人） ★	3年 一括償却	一時損金算入 (必要経費)
10万円未満	必要 (法人のみ)	必要	—	不要
10万円以上 20万円未満	必要	必要	不要	—
20万円以上 30万円未満	必要	必要	—	—
30万円以上	必要	—	—	—

(★P11 ※ 4 参照)

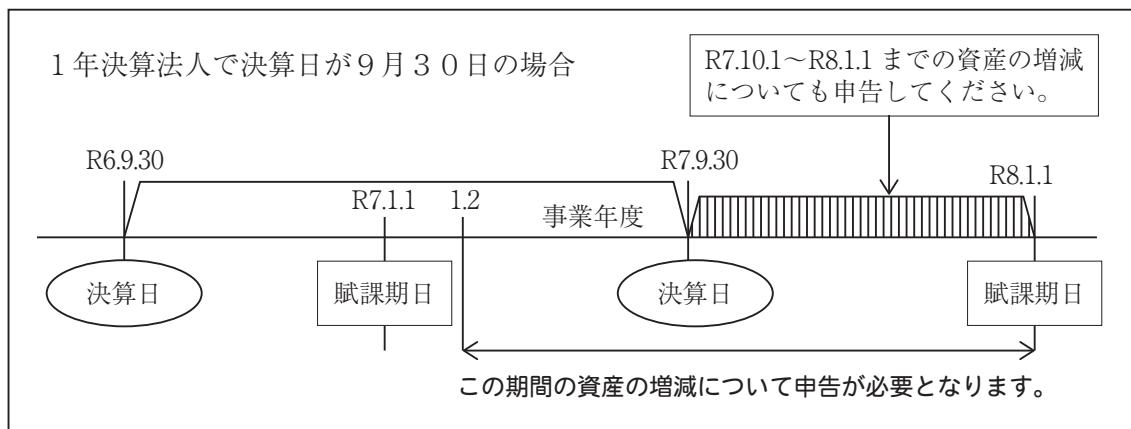
2. 申告していただく方

令和8年1月1日現在、金沢市内に事業用の償却資産を所有する法人又は個人の方です。

※資産の増減がない場合や、廃業、解散、転出等の異動があった場合もその旨の申告が必要です。

また、資産を所有していない方も、該当資産がないことを申告してください。（資産がない旨の申告があるまで、申告書が発送されます。）

※賦課期日と事業年度の関係



※提出した申告内容に誤りがあった場合、申告以降の決算時において
申告内容が変わった場合及び申告がお済みでない場合等、年度途中
で隨時、申告を受け付けしております。

3. 提出していただく書類について

〈申告の方法〉*

		提出書類
昨年度に 引き続いて 申告される方	資産に増減 のある場合	P26種類別明細書記入例とともに令和7年1月2日から令和8年1月1日までの増加資産と減少資産を申告してください。
	資産に増減 のない場合	申告書の18備考欄「前年中の資産の増減」の増加・減少の「無」に○をつけ提出してください。
	廃業・解散・ 転出等された 場合	申告書の備考欄に廃業・解散・転出等の旨とその年月日を記入して提出してください。減少の種類別明細書は必要ありません。
	所有者死亡等 により相続 がある場合	申告書の氏名を二重線で消し、相続人の氏名に訂正のうえ、備考欄に相続した年月を記入して申告してください。
初めて申告 される方	資産のある 場合	令和8年1月1日現在に所有されている資産の全部を申告してください。
	資産のない 場合	申告書の18備考欄に「該当資産なし」と記入して提出してください。
自社電算機による全資産を 申告される方		令和8年1月1日現在に所有されている資産の全部を申告してください。
eLTAXによる申告手続き		金沢市では、eLTAX（エルタックス 地方税ポータルシステム）をご利用いただけます。P28の「電子申告について」をご覧ください。

※償却資産申告書及び種類別明細書は、金沢市ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。(PDF、Excel形式) (書き方はP24以降参照)

■申告に際してのお願い及び留意点

- (1) 適正な課税に資するため、事業をされている方がお持ちの資産内容がわかる「減価償却明細書」や「固定資産台帳」などの書類の写しの提出をお願いしています。
書類の写しの内容と、金沢市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査等、個別に確認させていただくことがありますのでご協力をお願い致します。
- (2) 自社作成の申告書の場合は、お手数ですが金沢市の申告書を添付してください。
もしくは、申告書表紙に宛名番号と代表資産所在地（番号）を記入してください。
- (3) 申告書の控に受付印が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
受付印が必要でない方は、提出用を送付し、控用はお手元に保管してください。
- (4) 以下の場合には、承認通知書や届出書の添付が必要です。
 - 耐用年数の短縮を行っている資産がある場合 (P9参照)
 - 増加償却を行った資産がある場合 (P11参照)
 - 非課税の資産がある場合 (P12~13参照)
 - 課税標準の特例を受ける資産がある場合 (P14~21参照)
 - 賃貸借家屋等の特定附帯設備がある場合 (P28~30参照)
- (5) 償却資産の申告にあたっては、マイナンバー制度の導入に伴い番号確認と身元確認が必要となります。(詳しくはP22参照)

4. 償却資産の種類

資産種類		内容
1種	構築物	構築物 門、塀、構内舗装、屋外排水溝、水槽、庭園、看板、外灯等
		※建物 簡易建物（三方に壁のないもの、基礎のないもの等） 上屋、自転車置場、物置等
		※建物附属設備 建物の所有者が施工した建物附属設備は家屋として評価するものと償却資産として評価するものとに区分されますが（P7参照）、次に掲げるものはすべて償却資産として取り扱います。 (1) 特定の生産又は業務用の電気設備、給排水設備、ガス設備、ボイラー設備等 (2) 受変電設備、自家発電設備等 (3) 壁面サイン工事、簡易間仕切等
2種	機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、ショベルドーザー等の土木建設機械（0ナンバーのものを含む）、その他各種産業用機械及び装置等
3種	船舶	漁船、ボート、貨物船等
4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（0又は9ナンバーのもの）、台車等 (注) 次に掲げる要件に1つでも該当する場合は、大型特殊自動車となります。 1 農耕作業用自動車の場合 最高速度35km/h以上のもの 2 農耕作業用自動車以外の場合 (1) 最高速度15km/hを超えるもの (2) 自動車の長さが4.7メートルを超えるもの (3) 自動車の幅が1.7メートルを超えるもの (4) 自動車の高さが2.8メートルを超えるもの
6種	工具及び備品	測定工具、切削工具、金型、机、椅子、金庫、事務機器、陳列棚、自動販売機、エアコン、医療用機器等、宅配ボックス

※国税上、建物又は建物附属設備で資産計上される場合においても、固定資産税上は、償却資産として申告の対象となります。

5. 償却資産と家屋との区分

建物附属設備には、固定資産税の取扱い上、償却資産に該当するものと、家屋に該当するものがあります。

一般的には、次表のように単に移動を防止する程度に取り付けられたものや、独立した機器としての性格が強いものは、償却資産として課税されます。

これに対し、家屋に固着され家屋と一緒にあってその効用を高めるものは、家屋に含まれます。

また、賃借している家屋に賃借人が平成16年4月1日以降に取り付けた設備については、償却資産として賃借人からの申告が必要です。(詳しくはP28参照)

償却資産と家屋の区分表

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発変電設備	自家発電設備・受変電設備(配線等を含む)	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、電灯分電盤、配管・配線
入退室管理設備	設備一式 監視盤・操作盤、ゲート カードリーダー・カード 配管・配線	
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	
インターホン設備	マイクロホン、アンプ等の装置・器具類	配線
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル・消化器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置(配線等を含む)	
避雷設備、換気設備、衛生設備	特定の生産又は業務用の換気設備	設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一緒にになっている設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備・給排水設備	特定の生産又は業務用設備(配線等を含む)、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコンディショナー	家屋と一緒にになっている設備
厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じる(百貨店、旅館、飲食店、病院等)サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベア	エレベーター、エスカレーター設備
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの
その他	ブラインド、カーテン、LAN設備	

6. 課税標準、免税点、税率など

(1) 課税標準

賦課期日（1月1日）現在における評価額が課税標準となります。ただし、課税標準の特例の適用がある場合には、特例率を乗じた後の額が課税標準となります。

（※理論帳簿価額は平成20年度税制改正において廃止されました。）

(2) 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。（ただし、申告は必要です。）

(3) 税率

100分の1.4です。

(4) 税額

課税標準額×税率（1.4／100）が税額となります。

(5) 納期

年税額は4回の納期（4月、7月、12月、翌年2月）に分けて納めていただくことになります。

尚、修正申告等で過年度に遡った場合の納期は1回となります。その際、口座振替はご利用出来ません。

(6) 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として法人税又は所得税の取り扱いに準じます。税込経理方式の場合は税込価額を、税抜経理方式の場合は税抜価額を申告してください。

7. 評価額の算出方法

$$\textcircled{O} \text{ 初年度評価額 } \rightarrow \text{ 取得価額} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right)$$

$$\textcircled{O} \text{ 次年度以降評価額 } \rightarrow \text{ 前年度評価額} \times \left(1 - \text{減価率}\right)$$

減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	$1 - \text{減価率}$			$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	$1 - \text{減価率}$			$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	$1 - \text{減価率}$
2	0.684	0.658	0.316	10	0.206	0.897	0.794	18	0.120	0.940	0.880
3	0.536	0.732	0.464	11	0.189	0.905	0.811	19	0.114	0.943	0.886
4	0.438	0.781	0.562	12	0.175	0.912	0.825	20	0.109	0.945	0.891
5	0.369	0.815	0.631	13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	17	0.127	0.936	0.873	45	0.050	0.975	0.950

8. 耐用年数について

耐用年数は耐用年数省令別表第1、第2、第5、及び第6に掲げる年数を主に適用しますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

- (1) 中古見積耐用年数……耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数
- (2) 短縮耐用年数…………耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けた時の耐用年数
(国税局長の承認通知書(写)の添付が必要です。)

平成20年度の税制改正で、「機械及び装置」を中心に資産の区分が390区分から55区分に見直され、それに伴い耐用年数も大幅に改正されました。

「機械及び装置」の耐用年数については、本市のホームページ「いいね金沢」の「機械及び装置の耐用年数新旧対照表」をご覧下さい。

償却資産の耐用年数 金沢市

検索

償却資産の耐用年数（抜き）

◎機械及び装置

別表第2

設備の種類	耐用年数
食料品製造業用設備	10
繊維工業用設備	
炭素繊維製造設備	
黒鉛化炉	3
その他の設備	7
その他の設備	7
木材又は木製品（家具を除く）製造業用設備	8
家具又は装備品製造業用設備	11
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12
印刷業又は印刷関連業用設備	
デジタル印刷システム設備	4
製本業用設備	7
石油製品又は石炭製品製造業用設備	7
ゴム製品製造業用設備	9
窯業又は土石製品製造業用設備	9

設備の種類	耐用年数
金属製品製造業用設備	
金属被覆及び彫刻業又は打はく及び	6
金属製ネームプレート製造業用設備	
その他の設備	10
はん用機械器具製造業用設備	12
生産用機械器具製造業用設備	
金属加工機械製造設備	9
その他の設備	12
業務用機械器具製造業用設備	7
総合工事業用設備	6
運輸に附帯するサービス業用設備	10
飲食料品卸売業用設備	10
宿泊業用設備	10
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
自動車整備業用設備	15

◎構築物

別表第1

種類	細目	耐用年数
広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設 及び 庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるものと除く。)	20
舗装道路 及び 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷 れんが敷、石敷	15
	アスファルト敷、木れんが敷 ビチューマルス敷	10
		3
へい	コンクリート・コンクリート ブロック造	15
	金属造	10
打込み井戸		10

◎建物附属設備等

別表第1

種類	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
アーケード 日よけ	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
店用簡易設備・簡易間仕切		3
簡易建物		7

◎車両用及び運搬具

別表第1

フォークリフト(小型特殊用自動車を除く)	4
----------------------	---

◎工具・器具及び備品

別表第1

種類	細目	耐用年数
工具	測定工具、検査工具	5
	治具、取付工具	3
	金型	2
	切削工具	2
家具 電気機器 ガス機器 及び 家庭用品	事務机、椅子、キャビネット 主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	陳列棚、陳列ケース	
	冷凍機又は冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	ラジオ、テレビ、テープレコーダー、その他音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
	冷蔵庫、洗濯機、その他の電気又はガス機器	6
	室内装飾品	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	食事又は厨房用品	
	陶磁器製又はガラス製のもの	2
	その他のもの	5

種類	細目	耐用年数
事務機器 及び 通信機器	電子計算機 パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く)	4
	その他のもの	5
	複写機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
	テレタイプライター及びファクシミリ	5
	電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
	その他のもの	10
看板及び 広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
容器及び 金庫	金庫	
	手さげ金庫	5
	その他のもの	20
理容又は美容機器		5
医療機器	レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	4
	その他のもの	6
	歯科診療用ユニット	7
その他	映画フィルム(スライドを含む)、磁気テープ、レコード	2
	自動販売機	5

9. 国税との主な違い (租税特別措置法ほか)

項目	償却資産（固定資産税）の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法 （※1）	定率法	定率法・定額法の選択制度 (建物については定額法)
圧縮記帳の制度 （※2）	×	○
増加償却 （※3）	○	○
特別償却・割増償却	×	○
評価額の最低限度 （※1）	取得価額の5／100	備忘価額（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価 (資産と改良費を区分して評価)	区分評価 ※H19.3.31以前は合算評価
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例（租税特別措置法）（※4）	×	○

（※1） 平成19年度税制改正により、国税における減価償却の方法が変更になりましたが、償却資産（固定資産税）における減価償却の方法には変更はありません。したがって、償却済みの資産であっても取得価額の5%が残ります。

（※2） 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、圧縮前の取得価額を記入してください。

尚、圧縮記帳後に損金算入または3年一括償却した場合も、圧縮前の取得価額での申告が必要となりますので、ご注意ください。

（※3） 令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加償却を適用した資産がある場合は、次の書類を申告書に添付してください。

○ 増加償却 …… 税務署長への届出書の写し

（※4） 租税特別措置法により中小企業者等が、取得価額30万円未満の減価償却資産を一定期間に取得した場合、その取得金額の全額（年間合計300万円程度）を損金算入する特例が認められていますが、固定資産税では認められませんので、申告が必要となります。

（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）

（※書き方はP26参照）

10. 実地調査及び修正申告のお願い

地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて、減価償却資産の内訳がわかる国税資料等の帳簿や現物を確認する現地調査等を順次進めていますので、ご協力をお願いします。

なお、調査に伴い、修正申告をお願いすることがあります。資産の増加及び減少の時期に応じて、現年度だけでなく、過年度に遡って税額を変更する場合もありますので、あらかじめご了承ください。

11. 不申告又は虚偽の申告

正当な理由がなく申告されない場合は過料を科せられる（地方税法第386条・金沢市税賦課徵収条例第58条）ほか、後日不足税額に加えて延滞金を徴収されること（地方税法第368条）があります。

また、虚偽の申告をされますと罰金を科せられること（地方税法第385条）があります。

12. 非課税資産について

非課税となる資産は地方税法第348条に規定されています。主なものは下の表のとおりです。該当すると思われるものについては、必要書類を添付し非課税申告書（P13）を提出してください。

使用条項 (地方税法第348条)	該 当 資 産	備考 (添付書類)
第2項第3号	宗教法人が本来の用に供する境内建物及び境内地	定款、法人登記簿謄本等
第2項第9号	学校法人等が設置する直接保育又は教育の用に供する固定資産 公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人の幼稚園で直接保育の用に供する固定資産	定款、許可証等
第2項第9号 の2	公的医療機関の開設者、政令で定める医療法人、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人の非営利型法人、社会福祉法人等が設置する看護師、准看護師等の医療関係者養成所において直接教育の用に供する固定資産	
第2項第10号	社会福祉法人が生活保護法第38条第1項の保護施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの	定款、法人登記簿謄本等 (施設例)
第2項第10号 の2～8	社会福祉法人等が 2 小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項) 3 児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項） 4 認定こども園(認定こども園法第2条第6項) 5 老人福祉施設（老人福祉法第5条の3） 6 障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第11項） 7 上記の他に社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業 更生保護法人が 8 更生保護事業（更生保護事業法第2条第1項） の用に供する固定資産で政令で定めるもの	児童厚生施設 児童養護施設 児童発達支援センター 保育所 (特別) 養護老人ホーム 老人介護支援センター 障害者支援施設 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 生計困難者のために無料又は低額診療を行う施設など

※この表は抜粋です。これ以外でも非課税に該当する資産がある場合は申告してください。

固定資産税
都市計画税

非課税申告書

令和 年 月 日

(宛先) 金沢市長

住所
(所在地)申告人 氏名
(名称)個人番号
(法人番号)

電話番号 - - -

下記の物件は地方税法第348条第 項第 号に該当するものでありますから、
 金沢市税賦課徴収条例第42条の の規定により別紙証明書添付のうえ、固定資産税及び
 都市計画税の非課税申告をします。

記

(1) 土地

所 在	地 番	地 目	地 積 m ²	摘 要

(2) 家屋

所 在	地 番	家屋番号	構 造	床面積 m ²	摘 要

(3) 償却資産

物件所在地	品目、規格等	数 量	摘 要

(4) その他

上記物件の用途	
使用開始時期	
別途添付書類	通

(注) 非課税の決定を受けた後において、上記の事実が消滅した場合は、直ちに市長に申告してください。	受付印	担当者印
---	-----	------

(コピーしてご使用ください。)

13. 課税標準の特例について

課税標準の特例（課税標準額が軽減される措置）が適用される資産の主なものは下の表のとおりです。該当する資産がある場合は必要書類を添付した届出書（P15）と一緒に提出してください。

中小企業等経営強化法に基づく特例措置の届出書は別様式になります。金沢市ホームページからダウンロードしてください。償却資産（固定資産税）課税標準の特例に係る届出が、インターネット（金沢市電子申請サービス）からできるようになりました。

（令和7年10月現在）

根拠規定		特例対象資産	特 例 率	関 係 法 令	備 考（添付書類等）
条	項 号				
地方税法第349条の3	第3項	農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置	最初の3年間 1／2	地方税法施行令第52条の2の2 地方税法附則第15条第34項	取得価額330万円以上 補助・借入申請書 決定通知書の写し等
	第5項	内航船舶	1／2	地方税法施行規則第11条の3	遊漁船、遊覧船等は除外船籍票、登録票の写し等
地方税法第349条の3の4		被災代替償却資産	取得の翌年から4年度分 1／2	地方税法施行令第52条の13の2 地方税法施行規則第12条の3の2	被災代替償却資産申告書 代替償却資産対照表 被災償却資産が所在したことを証する書類 被災償却資産が令和6年度能登半島地震により滅失または損壊したことを証する書類等 R6.1.1～R11.3.31の取得
地方税法附則第15条	第2項 第1号	汚水又は廃液の処理施設	1／2	水質汚濁防止法第2条第2項、第3項 地方税法施行規則附則第6条第13項 金沢市税賦課徴収条例附則第9条の2第1項	(以下の書類の写し) 特定施設届出書 産業廃棄物処理施設設置許可申請書 除害施設設置届出書 設計図面等 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の施行の日～R8.3.31の取得
	第2項 第4号	産業廃棄物処理施設	1／3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項 地方税法施行規則附則第6条第16項	
	第2項 第5号	除害施設	4／5	下水道法第12条第1項 同法第12条の11第1項 地方税法施行規則附則第6条第17項 金沢市税賦課徴収条例附則第9条の2第2項	

※上記以外にも特例に該当する資産は地方税法第349条の3と同法附則第15条等に規定されていますので、お問い合わせください。

償却資産（固定資産税）課税標準の特例に係る届出書

令和　年　月　日

(宛 先) 金沢市長

所有者

住 所

氏名（名称）

地方税法第349条の3 第　項第　号・地方税法附則第15条第　項第　号の規定
に該当するので、別紙書類を添付して届け出します。

資　産　の　名　称	数量	取得年月	取得価額
			円
用　途			
使　用　者			

備考

- 1 課税標準の特例を受ける理由を証明する書類を添付してください。
- 2 該当資産が複数ある場合は、資産の名称等の項目について別紙を添付してください。
- 3 償却資産申告書は、別途提出してください。なお、種類別明細書（第26号様式別表1）摘要欄に特例該当の旨を記載してください。
- 4 特例の認定後、資産形態、利用状況等の変更があった場合、直ちに届け出してください。

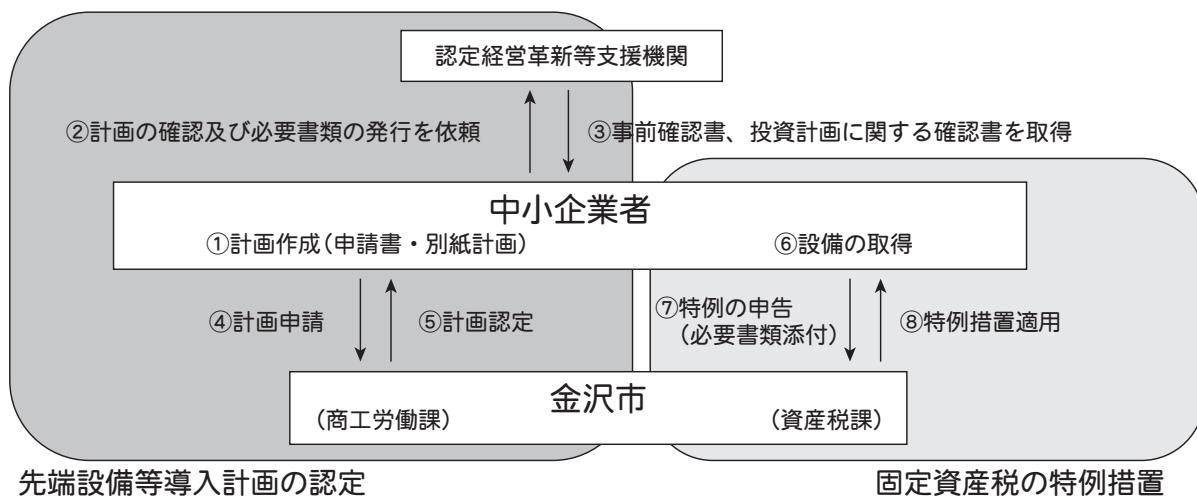
（コピーしてご使用ください。）

14. 中小企業等経営強化法に基づく特例措置について

A. 令和7年3月31日以前取得分

中小企業等経営強化法では、先端設備等を導入する中小企業者が、事業所のある自治体から「先端設備等導入計画」の認定を受けることで、地方税法等の規定による固定資産税（償却資産）の特例措置、各種支援を受けることができます。

1. 手続きの流れ（イメージ図）



先端設備等導入計画の認定について

計画の認定を受けるには、上図①申請書・別紙計画 ③認定経営革新等支援機関の事前確認書、投資計画に関する確認書に加え、提出書類チェックシートを商工労働課に提出してください。リース契約の場合は、前述の書類に加えリース契約書及び固定資産税軽減計算書が必要となります。また、賃上げ方針を表明した場合は、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面を合わせて提出してください。申請書等の様式及び記載例は商工労働課ホームページでダウンロードできますので、申請される事業者の方はホームページをご覧ください。

2. 計画認定手続きに係る注意点

- 「先端設備等導入計画」の認定前に設備を取得されると、計画認定や各種支援が受けられなくなります。
- 認定された計画について変更が生じる場合、計画変更申請・認定が必要です。

3. 固定資産税の特例措置に係る注意点

- 「先端設備等導入計画」と「固定資産税（償却資産）の特例措置」の対象者及び対象設備は要件が異なります。詳細につきましては資産税課ホームページをご確認ください。
- 継続して特例を受ける場合（2年目以降）は、特例チェックシートと申告書をご提出ください。

4. 固定資産税（償却資産）の特例措置の概要

特例措置	下記対象設備に対して新たに課税されることとなった資産の課税標準額が次の通り減額されます ・賃上げ方針の表明がない場合 3年間 2分の1に減額 ・賃上げ方針の表明がある場合 ①令和6年3月31日までに取得…5年間 3分の1に減額 ②令和7年3月31日までに取得…4年間 3分の1に減額
対象者	<u>先端設備等導入計画の認定を受けた事業者のうち</u> 旧地方税法附則第15条第44項に規定する <u>中小事業者等</u> （大企業の子会社・組合等を除く） （＝1月1日現在、資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業者）
対象設備	〈先端設備の要件〉 減価償却資産の種類（取得価額） ◆機械装置（160万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆器具及び備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） <u>上記の設備は、投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載されている必要があります</u> <u>〈その他の要件〉</u> ・先端設備等導入計画に従って取得した設備であること ・労働生産性が年平均3%以上向上するもの ・中古資産、ソフトウェアでないこと ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
設備取得期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日まで ※認定書に記載の認定日以降の導入に限ります。
必要書類 (新規)	・課税標準の特例に係る届出書（金沢市様式）※1 ・先端設備等導入計画に係る認定申請書及び計画（写）※2 ・先端設備導入計画認定書（写） ・認定経営革新等支援機関による先端設備等導入計画に関する事前確認書（写） ・認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書（写） ・中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例チェックシート（金沢市様式）※3 <u>【賃上げ方針を表明する（固定資産税の1/3軽減を受けたい）場合に追加】</u> 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写） <u>【リース会社が特例の届出書を提出する場合に追加】</u> リース契約書（写）、固定資産税軽減計算書（写） 上記の書類を償却資産の申告書（法定期限1月末）に併せて提出してください。
必要書類 (継続)	・中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例チェックシート（金沢市様式）※4 上記の書類を償却資産の申告書（法定期限1月末）に併せて提出してください。

◎令和7年3月31日以前取得の設備は旧制度の必要書類を、令和7年4月1日以降取得の設備は新制度の必要書類をご提出いただくこととなります。

※1 ※3 ※4について

各書式は、新旧とも資産税課のホームページに掲載されております。ダウンロードしてご利用ください。

※2について

計画の変更申請を行った場合は、変更後の書類をご提出ください。

【問い合わせ及び書類の提出先】 〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

○先端設備等導入計画に関するご相談 商工労働課 TEL：076-220-2193 FAX：076-260-7191

○固定資産税の特例措置に関するご相談 資産税課償却資産係 TEL：076-220-2158 FAX：076-220-2182

令和7年4月版

中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例チェックシート（令和7年3月31日以前取得分）

1. 特例対象条件の確認 下記項目について、当てはまる方に○をつけてください。		確認欄	
確認事項		確認欄	
先端設備等導入計画の認定事業者が 資本又は出資を有する法人の場合	1月1日（賦課期日）現在における資本金の額 又は出資金の額は1億円以下ですか？	はい	いいえ
先端設備等導入計画の認定事業者が 資本又は出資を有しない法人や個人の場合	1月1日（賦課期日）現在における従業員数は 1,000人以下ですか？	はい	いいえ

以降は新たに設備を導入された場合のみ質問に回答をしてください。

計画を変更し、設備の導入を行う場合も対象です。

新たに設備を導入せず、前年度から継続して特例を受ける場合は2,3の項目を省略できます。

2. 特例対象設備の確認 下記項目について、当てはまる方に○をつけてください。				
課税標準の特例を届け出る設備は下表に該当していますか？				
設備の種類	機械装置	測定工具及び 検査工具	器具及び備品	建物附属設備
取得価額	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上
取得期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで			
共通要件	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画に従って取得（リースの場合は契約）した設備であること ・生産、販売等の用に直接供されるものであること ・新品　　・ソフトウェアでないこと 			
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> ・投資利益率が年平均5%以上であるものであること ・労働生産性が年平均3%以上向上するものであること 			
従業員へ賃上げ方針を表明していますか？（している場合は下記提出書類7が必要になります）	はい	いいえ		
認定書に記載の設備の金額と償却資産申告書の取得価額は一致していますか？ いいえの場合はその理由を下段に記入してください。	はい	いいえ		
(理由)				
確認が必要な際には、設備購入時の契約書等の写しをご提出いただく場合がございます。				

3. 提出書類の確認 確認のうえ右側の欄にチェックをお願いします。

項目番号	提出書類	レ欄
1	償却資産申告書・種類別明細書・課税標準の特例に係る届出書【金沢市様式】	
2	先端設備等導入計画に係る認定申請書及び別紙計画（写）	
3	先端設備等導入計画認定書（写）	
4	認定経営革新等支援機関による事前確認書（写）	
5	認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書（写）	
6	中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例チェックシート（当該書類です）	
	（賃上げ方針を表明する場合）	
7	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写）	
	（リース会社が特例の届出書を提出する場合）	
8	リース契約書（写）・固定資産税軽減計算書（写）【公益社団法人リース事業協会発行】	

提出書類2、3について、計画を変更された場合は最新の計画認定書、認定申請書を提出してください。

提出書類5については、中小企業等経営強化法と記載された様式のものが需要です。

また、先端設備等導入計画認定事務で金沢市商工労働課と情報共有する場合があります。

年　　月　　日

先端設備等導入計画の申請事業者（氏名／法人名）

担当者名（　　）

連絡先（　　）

リース会社（リース契約をしている場合のみ）

本チェックシートは、旧地方税法附則第15条第44項に規定する先端設備等についての課税標準の特例を届け出るための書面です。

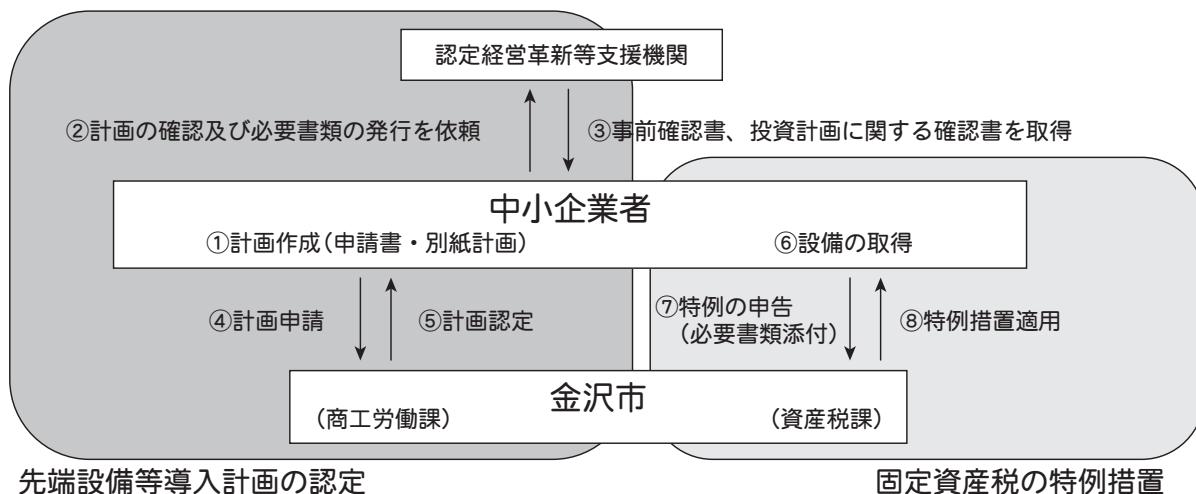
【問い合わせ先及び提出先】

金沢市資産税課償却資産係 TEL：076-220-2158 FAX：076-220-2182

B. 令和7年4月1日以降取得分

中小企業等経営強化法では、先端設備等を導入する中小企業者が、事業所のある自治体から「先端設備等導入計画」の認定を受けることで、地方税法等の規定による固定資産税（償却資産）の特例措置、各種支援を受けることができます。

1. 手続きの流れ（イメージ図）



先端設備等導入計画の認定について

計画の認定を受けるには、上図①申請書・別紙計画、③認定経営革新等支援機関の事前確認書、投資計画に関する確認書に加え、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面及び提出書類チェックシートを商工労働課に提出してください。リース契約の場合は、前述の書類に加えリース契約書及び固定資産税軽減計算書が必要となります。申請書等の様式及び記載例は商工労働課ホームページでダウンロードできますので、申請される事業者の方はホームページをご覧ください。

2. 計画認定手続きに係る注意点

- 「先端設備等導入計画」の認定前に設備を取得されると、計画認定や各種支援が受けられなくなります。
- 認定された計画について変更が生じる場合、計画変更申請・認定が必要です。

3. 固定資産税の特例措置に係る注意点

- 「先端設備等導入計画」と「固定資産税（償却資産）の特例措置」の対象者及び対象設備は要件が異なります。詳細につきましては資産税課ホームページをご確認ください。
- 継続して特例を受ける場合（2年目以降）は、特例チェックシートと申告書をご提出ください。

4. 固定資産税（償却資産）の特例措置の概要

特例措置	下記対象設備に対して新たに課税されることとなった資産の課税標準額が次の通り減額されます ・1.5%以上の賃上げ表明されたもの 3年間2分の1に減額 ・3%以上の賃上げ表明されたもの 5年間4分の1に減額
対象者	先端設備等導入計画の認定を受けた事業者のうち 地方税法附則第15条第43項に規定する 中小事業者等 （大企業の子会社・組合等を除く） (=1月1日現在、資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業者)
対象設備	〈先端設備の要件〉 減価償却資産の種類（取得価額） ◆機械装置（160万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆器具及び備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） <u>上記の設備は、投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載されている必要があります</u> 〈その他の要件〉 ・先端設備等導入計画に従って取得した設備であること ・労働生産性が年平均3%以上向上するもの ・中古資産、ソフトウェアでないこと ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
設備取得期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日まで ※認定書に記載の認定日以降の導入に限ります。
必要書類 (新規)	・課税標準の特例に係る届出書（金沢市様式）※1 ・先端設備等導入計画に係る認定申請書及び計画（写）※2 ・先端設備導入計画認定書（写） ・認定経営革新等支援機関による先端設備等導入計画に関する事前確認書（写） ・認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書（写） ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写）※3 ・中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例チェックシート（金沢市様式）※4 【リース会社が特例の届出書を提出する場合に追加】 リース契約書（写）、固定資産税軽減計算書（写） 上記の書類を償却資産の申告書（法定期限1月末）に併せて提出してください。
必要書類 (継続)	・中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例チェックシート（金沢市様式）※5 上記の書類を償却資産の申告書（法定期限1月末）に併せて提出してください。

◎令和7年3月31日以前取得の設備は旧制度の必要書類を、令和7年4月1日以降取得の設備は新制度の必要書類をご提出いただくこととなります。

※1 ※4 ※5について

各書式は、新旧とも資産税課のホームページに掲載しております。ダウンロードしてご利用ください。

※2について 計画の変更申請を行った場合は、変更後の書類をご提出ください。

※3について 新制度では、提出が必須となります。ご注意ください。

【問い合わせ及び書類の提出先】 〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

○先端設備等導入計画に関する事 商工労働課 TEL : 076-220-2193 FAX : 076-260-7191

○固定資産税の特例措置に関する事 資産税課償却資産係 TEL : 076-220-2158 FAX : 076-220-2182

令和7年4月版

中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例チェックシート（令和7年4月1日以降取得分）

確認事項		確認欄	
先端設備等導入計画の認定事業者が 資本又は出資を有する法人の場合	1月1日（賦課期日）現在における資本金の額 又は出資金の額は1億円以下ですか？	はい	いいえ
先端設備等導入計画の認定事業者が 資本又は出資を有しない法人や個人の場合	1月1日（賦課期日）現在における従業員数は 1,000人以下ですか？	はい	いいえ

以降は新たに設備を導入された場合のみ質問に回答をしてください。

計画を変更し、設備の導入を行う場合も対象です。

新たに設備を導入せず、前年度から継続して特例を受ける場合は2,3の項目を省略できます。

2. 特例対象設備の確認 下記項目について、当てはまる方に○をつけてください。								
課税標準の特例を届け出る設備は下表に該当していますか？								
設備の種類	機械装置	測定工具及び 検査工具	器具及び備品	建物附属設備				
取得価額	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上				
取得期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで							
共通要件	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画に従って取得（リースの場合は契約）した設備であること ・生産、販売等の用に直接供されるものであること ・新品　　・ソフトウェアでないこと 							
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> ・投資利益率が年平均5%以上であるものであること ・労働生産性が年平均3%以上向上するものであること 							
従業員へ賃上げ方針を表明していますか？								
認定書に記載の設備の金額と償却資産申告書の取得価額は一致していますか？ いいえの場合はその理由を下段に記入してください。								
(理由)								
確認が必要な際には、設備購入時の契約書等の写しをご提出いただく場合がございます。								

3. 提出書類の確認 確認のうえ右側の欄にチェックをお願いします。		
項目番号	提出書類	レ欄
1	償却資産申告書・種類別明細書・課税標準の特例に係る届出書【金沢市様式】	
2	先端設備等導入計画に係る認定申請書及び別紙計画（写）	
3	先端設備等導入計画認定書（写）	
4	認定経営革新等支援機関による事前確認書（写）	
5	認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書（写）	
6	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写）	
7	中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例チェックシート（当該書類です）	
8	（リース会社が特例の届出書を提出する場合） リース契約書（写）・固定資産税軽減計算書（写）【公益社団法人リース事業協会発行】	

提出書類2、3について、計画を変更された場合は最新の計画認定書、認定申請書を提出してください。

提出書類5については、中小企業等経営強化法と記載された様式のものが必要です。

また、先端設備等導入計画認定事務で金沢市商工労働課と情報共有する場合があります。

年 月 日

先端設備等導入計画の申請事業者（氏名／法人名）

担当者名（ ）
連絡先（ ）

リース会社（リース契約をしている場合のみ）

本チェックシートは、地方税法附則第15条第43項に規定する先端設備等についての課税標準の特例を届け出るための書面です。

【問い合わせ先及び提出先】 金沢市資産税課償却資産係 TEL：076-220-2158 FAX：076-220-2182

15. マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載と番号・本人確認について

〈マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載について〉

社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、平成28年1月以降、償却資産申告書を提出する場合は、マイナンバー（個人番号）・法人番号を記載していただくことになりました。個人の方は12桁の個人番号を、法人は13桁の法人番号を、所定の記載欄に記載してください。

〈番号・本人確認の方法（個人番号）〉

申告書を提出していただく場合、①番号確認、②本人確認、及び③代理権の確認をします。それぞれ確認できる書類が必要となりますので、窓口での提出の際にはその提示を、郵送での送付の際にはその写しの提出をお願いします。（代理権の確認のための書類については、原本が必要です）

ただし、電子申告（eLTAX）で申告する場合においては、電子証明書等により番号・本人確認をしますので、確認書類の提出は不要です。

（1）窓口で申告者本人が申告書を提出する場合

確認事項	必要書類（いずれか1点）
①番号確認	・個人番号カード（裏面） ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書 等
②本人確認	・個人番号カード（表面） ・運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 等 ・上記以外の官公署から発行された書類で顔写真があり氏名及び生年月日又は氏名及び住所が記載されているもの

（2）窓口で代理人が申告書を提出する場合

確認事項	必要書類（いずれか1点）
①番号確認	・本人の個人番号カード（裏面）の写し ・本人の通知カードの写し ・個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書 等
②代理人の本人確認	・代理人の個人番号カード（表面） ・代理人の運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 等 ・税理士証票
③代理権の確認	・（税理士又は税理士法人の場合）税務代理権限証書 ・委任状 等

※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

〈その他〉

マイナンバー（個人番号）・法人番号は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨を理解していただき、申告の際の記載について協力をお願いいたします。

また、ご不明な点がありましたら償却資産係までお問い合わせください。（P.1参照）

16. よくあるお問い合わせ

Q 1. 償却資産はなぜ申告しなければならないのですか？

A 1. 償却資産は土地・家屋のような登記制度がなく、登記簿から所有者や資産内容を把握することができません。そのため、償却資産を所有している方には、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に所有している償却資産の申告をお願いしております。

Q 2. 申告内容が間違っていました。どうすればよいですか？

A 2. 修正申告書の提出をお願いいたします。

申告書に基づき年度途中で課税標準額・税額を更正します。修正が過年度に及ぶ場合には償却資産担当までご連絡ください。

Q 3. 資産の増減がなく、昨年と変更ありませんが、申告は必要ですか？

A 3. 償却資産は申告制度ですので、資産の増減がない場合には、「資産の増減なし」という旨の申告をお願いいたします。

Q 4. 該当する資産がありませんが、申告は必要ですか？

A 4. 該当する資産がない場合であっても、資産の所有状況を把握するために申告をお願いいたします。

Q 5. 税務署への確定申告で減価償却費については申告済みです。市役所への申告は必要ですか？

A 5. 必要です。

所得税の確定申告と固定資産税の申告を混同されているケースがよくあります。確定申告をしても固定資産税の償却資産では申告済みとなりません。所得税は2月から3月を申告時期とする国税であり、市税である固定資産税にかかる償却資産の申告とは全く別ものです。

Q 6. 共同住宅を建てましたが、税務署には外構工事等を含め全額建物として資産計上し申告しています。償却資産の対象となるものはないと思いますが申告は必要ですか？

A 6. 建物一括計上された中に償却資産の対象資産があれば、申告が必要です。

外構工事（門、舗装、植栽など）や駐車場設備、自転車置場、電気・給排水引込工事や屋外の設備など、家屋の評価に含まれていないものは償却資産の申告の対象となります。建物と一体で計上している場合は、見積書や工事内訳などで工事内容を確認し、資産を分けて申告していただく必要があります。

17. 申告書の書き方

申告書様式は金沢市ホームページからダウンロードできます。

※押印が不要になりました。
償却資産申告書・種類別明細書は、以下の記入例を参考にしてご記入ください。(異動の方でも、申告書を記入のうえ必ず提出してください。)

償却資産申告書の記入例

受付印	(宛先) 金沢市長	令和 8 年度
-----	-----------	---------

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

		宛名番号	代表資産所在地	資産所在地	AA100-1-1	区分	新・免
①	920-8577	3 個人番号又は法人番号	③ 1123456789123	8 短縮耐用年数の承認	有・無	該当する事項を○で印してください。	該当する事項を○で印してください。
②	金沢市広坂1丁目1番1号 (電話 220-2158)	4 事業種目 (資本金等の額)	金属加工機製造 (200 百万円)	9 増加償却の届出	有・無	提出用	提出用
③	株式会社 広坂製作所 代表取締役 広坂一郎 ... (屋号)	5 事業開始年月など	④ 昭和50年 3月 決算期(6 月)	10 非課税 該当資産	有・無		
④	この申告に応する者 の氏名及び氏名 変更があれば 二重線を記入の上、 訂正してください。	6 この申告に応する者 の氏名及び氏名 (電話 220-2158)	⑤ 経理課 日本正人 (電話 220-2158)	11 課税標準の特例	有・無		
⑤	7 税理士等の 氏名	⑥ 片町2丁目2-3金沢二郎 (電話 220-2159)	⑦ 取得価	12 特別償却又は正縮記帳	有・無		
⑥	⑧ 備考(添付書類等)	⑨ 事業所用家屋の所有区分 (自己所有・借家)	13 税務会計上の償却方法 (定率法・定額法)	14 青色申告	有・無		
⑦	15 市区町村内 における事業所等資産 の所在地	16 傷用資産 (有・無)	17 賃主の名称等 (金沢市片町4-4-5 金沢リース(株))	18 傷用資産 (添付書類等)	19 改正後の耐用年数 9年	○印にしたがって 申告してください。	○印にしたがって 申告してください。
⑧	1 機械物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計	前年に取得したもの (単位 百万円)	前年中に減少したもの (単位 百万円)	前年中に取得したもの (単位 百万円)	計 (単位 百万円) = (単位 百万円)	1 金沢市広坂1丁目1-1 2 金沢市城南4丁目2-3 3	この欄の合計額は、種類別 明細書の取扱額の増加小 計合計額と同じです。
⑨	資産の種類	前年に取得したもの (単位 百万円)	前年中に減少したもの (単位 百万円)	前年中に取得したもの (単位 百万円)	計 (単位 百万円) = (単位 百万円)	① 金沢市広坂1丁目1-1 ② 金沢市城南4丁目2-3 ③	この欄の合計額は、種類別 明細書の取扱額の増加小 計合計額と同じです。
⑩	1 機械物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計	2053000	1398000	18550000	2025000	⑫ 貴殿(社)の申告方法(○印) ⑬ 増減資産申告 令和7年1月2日から令和8年 1月1日までの間に削除または 減少した資産のみ申告 2 全資産申告 令和8年1月1日現在において 現在までいる資産について 申告	※貴殿(社)の申告方法(○印) ① 増減資産申告 令和7年1月2日から令和8年 1月1日までの間に削除または 減少した資産のみ申告 2 全資産申告 令和8年1月1日現在までいる資産について 申告
⑪	1 機械及び装置 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計	資産の種類	評価額(単位 千円)	決定価格(単位 千円)	課税標準額(単位 千円)		
⑫	この欄の合計額は、前年度申告書の (二) の合計額と同じです。	記入の必要はありません。 「記入する場合は、自社の電算処理により全資産申告」					
⑬	機械及び装置等の耐用年数の改正」で 改正後がすべて同一の耐用年数の場合は 参考欄にご記入ください。						

- ①住 所 住所（又は納税通知書送付先）に変更がある場合は訂正してください。
- ②氏 名 氏名等に変更がある場合は訂正してください。
- ③個人番号又は法人番号 個人番号（マイナンバー）と法人番号の記載と本人確認についてP22も参考にしてください。
- ④事業開始年月 金沢市内で事業を開始された年月を記入してください。（法人においては決算期も記入してください。）
- ⑤この申告に応答する者の係及び氏名 この申告について直接応答できる方の氏名、電話番号等を記入してください。
- ⑥税理士等の氏名 税理士等に経理を委託されている場合は、その方の氏名、電話番号を記入してください。
- ⑦金沢市内における事業所等資産の所在地 資産所在地が2カ所以上ある場合は、それぞれの所在地を記入し、その主たる資産所在地の番号を○で囲んでください。
- ⑧借 用 資 産 借用資産の有無について該当する事項を○で囲んでください。なお、「有」の場合は貸主の名称等を記入してください。
- ⑨事業所用家屋の所有区分 使用している事業用家屋が自己所有の家屋か、借家なのかを○で囲んでください。
- ⑩備 考 前年中に資産所在地、所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合は、異動年月日及び旧住所、旧名称等を記入してください。
- 資産を所有されていない方は「該当資産なし」と記入してください。
- また、添付書類がある場合はこちらに添付書類を記入してください。
- ⑪前年中の資産の増減 [資産の増加のみの場合] [資産の減少のみの場合] [資産の増減がない場合]
- | | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 増 加 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 減 少 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
- ⑫貴殿（社）の申告方法（○印） 増減資産申告に○印が付いている場合は、前年度からの増減を申告してください。
- 全資産申告に○印がついている場合は、令和8年1月1日現在において所有している全資産を申告してください。

◎全部減少（該当資産を全て除却した）の場合……記入例 1

※令和7年1月2日～令和8年1月1日の期間で減少した資産に限り、使用する項目です。（全部減少）

- ①異動区分 全部減の1に○をつけてください。
⑧増減事由 該当する減少事由を○で囲んでください。（1. 売却 2. 減失 3. 移動 4. その他）
⑨摘要 減少事由の補足等、適宜必要な事項を記入してください。

◎一部減少（該当資産の一部を除却した）の場合……記入例 2

※令和7年1月2日～令和8年1月1日の期間で減少した資産に限り、使用する項目です。（一部減少）

- ①異動区分 一部減の2に○をつけてください。
④数量 減少後の数量と取得価額を記入してください。
⑥取得価額 該当する減少事由を○で囲んでください。（1. 売却 2. 減失 3. 移動 4. その他）
⑧増減事由 減少事由の補足、減少した資産の数量、取得価額等、適宜必要な事項を記入してください。
⑨摘要 要

◎訂正（上記一部減少以外の修正）の場合……記入例 3

- ①異動区分 訂正の4に○をつけてください。
②～⑦ 該当箇所を訂正してください。
⑨摘要 要 訂正の事由を記入してください。

◎追加（資産が増加した）の場合……記入例 4

※令和7年1月2日～令和8年1月1日の期間で増加した資産に限り、使用する項目です。

- ①異動区分 追加の3に○をつけてください。
②資産の種類 各資産に1種から6種までのものを記入してください。（P 6 参照）
③資産名称等 漢字、カタカナ、ひらがな、数字及びアルファベットで具体的に記入してください。
（例） ブルードザーバル - | B | U | L | - | 3 | 型 |
④数量 取得した数量を記入してください。
⑤取得年月 資産を取得した年月を記入してください。
⑥取得価額 資産を取得するためには金額を記入してください。（圧縮記帳を行っている場合は圧縮前の金額を記載してください）
⑦耐用年数 「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表第1、第2、第5、及び第6に掲げる耐用年数を記入してください。
⑧増減事由 該当する増加事由に○をつけてください。（1. 新品 2. 中古 3. 移動 4. その他）
⑨摘要 要 「圧縮記帳あり」「特例該当」「○○市より移動」「①（租税特別措置法の特例該当資産）」「②（特定附帯設備）」等価格の決定にあたつて必要な事項を記入してください。特定附帯設備については所在地、支店名等を記載してください。

18. 電子申告 (eLTAX) について

インターネットを利用した申告 (eLTAX) も可能です。

償却資産増加・減少申告、償却資産修正申告、償却資産全資産申告にご利用できます。

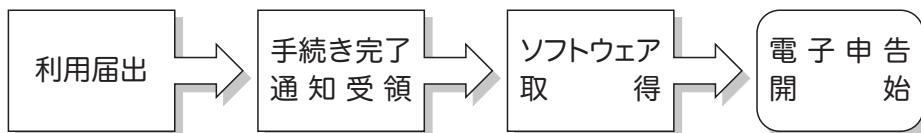
なお、前年度にeLTAXを利用して電子申告された事業者には「プレ申告データ」の送信を行いますので、ご利用ください。

※プレ申告データとは、前年度までに申告した資産等が入力されたデータのことです。

〈ご利用方法〉

詳細は、地方税共同機構のホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) でご確認ください。

ご利用の流れ



19. 賃貸 (テナント) ビル等における内装設備などの取扱いについて

家屋所有者以外の方（テナント等、賃借人）が、平成16年4月1日以降取り付けた建築設備及び内装等（以下「特定附帯設備」という）については、その設備が事業用資産である場合、取り付け方の償却資産として申告していただくことが必要です。

（地方税法第343条第10項・金沢市税賦課徴収条例第39条第6項）

（1）対象設備（地方税法施行規則第10条の2の15）

① 木造家屋

外壁仕上、内壁仕上、天井仕上、床、造作、建具、建築設備（電気、給排水、ガス、空調、運搬等）

② 非木造家屋

外周壁骨組、間仕切骨組、外壁仕上、内壁仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上、建具、建築設備（電気、給排水、ガス、空調、運搬等）

（2）特定附帯設備に関する届出書の提出

賃貸借家屋等にテナント入居者が特定附帯設備を取り付けた場合、家屋の所有者とテナント入居者の連名により「賃貸借家屋等の特定附帯設備に関する届出書（新規・変更）」（別紙様式1 P29, P30）をすみやかに提出してください。

* 詳細については金沢市資産税課償却資産係までお問い合わせください。

賃貸借家屋等の特定附帯設備に関する届出書（新規・変更）

令和 年 月 日

金沢市長

家屋の所有者

住 所

氏 名 _____

(署名又は記名押印)

(法人にあっては名称及び代表者名)

電 話 () -

特定附帯設備の所有者

住 所

氏 名 _____

(署名又は記名押印)

(法人にあっては名称及び代表者名)

電 話 () -

下記家屋における特定附帯設備（内装、建築設備等）は、「**賃借人施工分内訳書**」のとおりです。
なお、この特定附帯設備はその所有者が償却資産として別途申告します。

記

家屋概要

家屋の所在地	金沢市
家屋の名称	
構 造	

特定附帯設備概要

店舗等名称	
賃借している階	階
当該特定附帯設備の取り付け年月日	令和 年 月 日

(コピーしてご使用ください。
※裏面もあります。)

賃借人施工分内訳書

種 別	施工有無	施 工 箇 所	施 工 内 容
屋 根 非木造家屋のみ	賃借人が施工した箇所 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	具体的に記入	
外 壁	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
内 壁	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
天 井	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
床	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
建 具	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	建具の設置箇所と種類を記入 ※種類…ドア、窓、シャッターなど	
建築設備	設 备	賃借人の施工	施 工 箇 所 ・ 内 容
	電気配線	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	照明器具	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	電話配線	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	TVアンテナ・配線	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	ドアホン・配線	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	給水配管	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	排水配管	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	ガス配管	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	給湯器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	トイレ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	洗面手洗い	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	流し台	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	空調(壁掛タイプ除く)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	換気扇	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その 他	カウンター	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	既製間仕切 (パーティション)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	固定椅子	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考			

20. 償却資産申告のチェックリスト

申告書の提出前に次の確認をお願いします。なお、このチェックリストは提出不要です。

【償却資産申告書】

以下の項目について、記入漏れはありませんか？

- 住所（又は納税通知書送付先）、氏名
- 個人番号又は法人番号
- 事業開始年月
- 申告に応答する者の係及び氏名、連絡先
- 税理士等の氏名、連絡先（税理士等に経理を委託されている場合）
- 金沢市内における事業所等資産の所在地
- 借用資産の有無（「有」の場合は貸主の名称等を記入）
- 事業所用家屋の所有区分
- 備考（必要な場合のみ）
- 前年中の資産の増減
- 取得価額

【種類別明細書】

以下の項目について、記入漏れはありませんか？

- 異動区分（該当する数字に○）
- 資産種類、資産名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、増減事由
- 摘要（必要な場合　例：「圧縮記帳あり」「租税特別措置法の特例該当資産」「特定附帯設備」）

【添付書類】

以下の資産をお持ちの場合は、同時に必要書類の提出をお願いします。

- 非課税の資産がある場合……………非課税申告書等
- 課税標準の特例を受ける資産がある場合……………特例届出書等
- 耐用年数の短縮を行っている資産がある場合……………国税局長の承認通知書（写）
- 増加償却を行った資産がある場合……………税務署長への届出書（写）
- 賃貸借家屋等の特定附帯設備がある場合……………特定附帯設備に関する届出書

※参考 業種別の申告対象資産の例示

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、融雪設備、井戸、庭園、門、塀、外構、屋外照明、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、看板、自販機、冷蔵（冷凍）庫、POSレジ等
飲食店	接客用家具・備品、自販機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵（冷凍）庫、受変電設備等
理容業、美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板等
病院、医院、歯科医院	各種医療機器、キャビネット、自家発電設備、受変電設備、焼却炉、医療ガス設備等
駐車場業	フェンス、舗装、屋外照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、受変電設備等
工場	受変電設備、機械のための動力配線、機械装置、看板、金型、業務用給排水設備、公害防止設備、福利厚生設備等
旅館、ホテル、バー	放送設備、厨房設備、娯楽用設備、看板、ネオンサイン、受変電設備等
パチンコ店、ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム台、両替機、玉貸機、島工事等
印刷業	各種印刷機、活字盤铸造機、裁断機、受変電設備等
建設業	建設用重機、発電機、工具、ユニットハウス、舗装等
自動車整備業、ガソリンスタンド業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自販機、独立キャノピー、舗装、防火壁等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー、受変電設備等
不動産賃貸業 (アパート、貸しビル等)	駐車場舗装、融雪設備、屋外照明、屋外給排水、塀、植栽、エアコン、看板、壁面サイン、受変電設備、他に上記のような業種別の設備で自らが設置して貸しているもの、宅配ボックス等

【例：賃貸用アパートの主な償却資産】

